

京 都 大 学 入 学 試 験 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(入学試験委員会)</p> <p>第1条 京都大学に、<u>学部学生</u>の入学者選抜に関する重要事項を審議するため、京都大学入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（中 略）</p> <p>（雑則）</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>教育推進・学生支援部入試企画課</u>において処理する。</p> <p>第9条 （略）</p>	<p>(入学試験委員会)</p> <p>第1条 京都大学に、入学者選抜に関する重要事項を審議するため、京都大学入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p><u>（拡大入学試験委員会）</u></p> <p>第8条 委員長は、<u>大学院学生</u>の入学者選抜に係る重要事項のうち全学的な共通的事項について審議するため、第2条第1項に掲げる委員（次項において同じ。）に委員以外の各研究科長を加えて<u>拡大入学試験委員会</u>（以下「<u>拡大委員会</u>」という。）を開催することができる。</p> <p>2 委員長は、<u>拡大委員会</u>を開催するときは、<u>拡大委員会の委員長</u>（以下「<u>拡大委員会委員長</u>」という。）となる。また、委員長の代行者は、<u>拡大委員会の代行者</u>となる。</p> <p>3 <u>拡大委員会の議事の運営は、第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、第4条及び第5条中「委員会」とあるのは「拡大委員会」と、第4条第1項中「委員」とあるのは「拡大委員会の委員」と、第4条第2項中「出席委員」とあるのは「出席する拡大委員会の委員」と、「議長」とあるのは「拡大委員会委員長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（雑則）</p> <p>第9条 委員会に関する事務は、<u>学務部入試企画課</u>において処理する。</p> <p>第10条 （同 左）</p> <p>附 則（令和7年達示第30号）</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>